事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、那珂川及びその水系沿いに浸水が予想されており、複数の河川が市内を流れていることから浸水エリアは広範囲に及んでいる。

また、サービス業を中心に第3次産業が多く立地する中心市街地においても、広範囲かつ 最大で10mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内に警戒エリアが散在しており、第3次産業が多く集積している中心市街地の一部でも、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、水戸市を含む関東地方の広範囲において、震度6弱以上の地震が今後30年間で80%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

太平洋岸式気候に含まれる本市は、年間を通してみた場合、気象災害は少なく、寒さのやや厳しい冬の季節を除くと、気候は比較的温和である。

秋には台風が来襲することもあるが、本県を通過する頃には勢力が弱まっていることが多いが、大雨が続いて那珂川や中小河川が氾濫することもある。

近年では、市内の那珂川及び藤井川等において、令和元年台風第 19 号の大雨、洪水等により人的被害に加え、住家被害が 700 棟を超えるなど、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康並びに経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。

- 緊急事態宣言における外出の自粛やクラスター発生による客離れ等により、水戸市の主要産業である小売・サービス業等に大きな影響が出るほか、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・製造業においては海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの 混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数:14,357・小規模事業者数:7,555

【出典:日本商工会議所 商工会議所の現状に関する調査結果(2019年3月末現在)】

E.O.	平成2	 21年	平成26年			
区分	事 業 所 数	構成比	事 業 所 数	構成比		
第1次産業	24	0.2	24	0.2		
農業、林業	23	0.2	23	0.2		
漁業	1	0.0	1	0.0		
第2次産業	1,951	13.4	1,842	13.4		
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	1	0.0		
建設業	1,386	9.5	1,294	9.4		
製造業	562	3.8	547	4.0		
第3次産業	12,630	86.5	11,924	86.5		
電気、ガス、熱供給、水道業	31	0.2	20	0.1		
情報通信業	182	1.2	132	1.0		
運輸業、郵便業	237	1.6	222	1.6		
卸売、小売業	4,007	27.4	3,603	26.1		
金融業、保険業	354	2.4	354	2.6		
不動産業、物品賃貸業	1,084	7.4	1,006	7.3		
学術研究、専門・技術サービス業	790	5.4	758	5.5		
宿泊業、飲食サービス業	1,947	13.3	1,749	12.7		
生活関連サービス業、娯楽業	1,351	9.3	1,287	9.3		
教育、学習支援業	543	3.7	566	4.1		
医療、福祉	895	6.1	1,045	7.6		
複合サービス業	55	0.4	46	0.3		
サービス業 (他に分類されないもの)	1,067	7.3	1,037	7.5		
公務	87	0.6	99	0.7		
合計	14,605	100.0	13,790	100.0		
合計(事業内容等不詳を含む)	15,513		14,357			

【出典:経済センサス】

(3) これまでの取組

- 1) 当市の取組
- ・防災計画の策定
- ・防災・避難訓練の実施
- 防災備品の分散備蓄
- ・防災倉庫の設置
- ・指定避難所の指定及び耐震化の実施
- 福祉避難所の整備
- ・緊急避難所の指定(津波対策)
- ・海抜表示板の設置
- ・ 避難所への太陽光発電設備(蓄電装置付き)、特設公衆電話、電気自動車 (EV) パワーステーションの設置

- ・災害情報伝達体制の強化(FMラジオの活用、無線機(MCA)の避難所等への導入、緊急速報メールの活用のほか、防災行政無線(内原・常澄地区)、電子サイレン (那珂川流域)、広報車、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどの情報発信ツールを複合的に利用)
- ・防災ラジオの配布
- ・自治体及び各種団体、市民センターとの連携
- 土のうステーションの設置
- ハザードマップの更新・配付
- 民間井戸の活用制度創設(災害時生活用水協力井戸)
- 地域防災組織への支援 連携強化

<感染症対策関係>

- ・ 感染症対策本部の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・感染症に伴う支援策(支援金、補助金、貸付金等)の実施

2) 当所の取組

(自然災害)

- 事業者BCP(事業継続力強化計画を含む)に関する国の施策の周知
- 事業者BCP策定セミナー及びワークショップの開催
- ・日本商工会議所が実施する商工会議所会員向け保険制度を取り扱う損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(ヘルメット、懐中電灯、非常持出袋等)を常備
- ・水戸市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・水戸商工会議所自衛消防隊任務計画を策定し、年1回自衛消防隊による消防防災訓練を実施。

(感染症)

- 特別相談窓口の開設、緊急相談会、事業者への影響調査、イベントの中止/延期
- 日本商工会議所、茨城県、水戸市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供 【相談窓口の開設】
- 資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っているほか、特別相談窓口を開設して期間を限定し休日の相談に対応している。

【緊急融資相談会の開催】

• 同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、国 や県が創設した特別融資を広く周知するとともに、認定書の発行などを行ってい る。

【影響調査の実施】

・当所役員・議員120社を対象に、同感染症により企業活動にどのような影響を受けているのかについて毎月実態調査を実施している。

【消費喚記事業の実施】

- 同感染症により冷え込んだ消費を喚起するため、水戸市との連携によるプレミアム商品券を発行した。
- ・ 当初独自の事業として、同感染症の影響により売上減少が著しい飲食店を応援する ことを目的とした食べ歩きイベント「Eatjoy Mit」を実施した。

【医療物資等関連プロジェクトの実施】

・水戸商工会議所青年部において、水戸市内で奮闘する医療従事者の方々へ感謝の気持ちを伝えるために、クラウドファウンディングで資金を募り医療従事者に地元の弁当を提供する「ピース弁当プロジェクト」を実施。

Ⅱ 課題

(当所と当市において共通認識している課題)

現状では緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの 徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等 の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要で ある。

(当所の課題)

- ・当所と当市における災害時の取組は、「水戸市地域防災計画(風水害対策計画編)」に「公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」として下記の業務を遂行することと定めてあるが、具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
 - ①事業所被害状況調査に関すること
 - ②被災事業所に対する金融措置及びその相談に関すること
 - ③被災事業所の応急対策の指導及び災害復旧に関すること
- BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の 知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当所には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災 意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・ 職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- 管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、災害 や疫病対策への更なる認識向上が必要である。
- 地域の災害リスクに関する認識が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCP への関心が低く、BCP に取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減 災・復旧対策が不十分。
- ・当所の会員事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリッ

トや必要性について事業者の認識が低く、BCP の策定支援まで繋がっていない。

• 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。そのため感染症リスクに対応した官民協働による支援体制を構築する必要がある。

皿 目標

(災害に関する目標)

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知すると ともに、事前の計画策定等を支援する。
- 発災時における被害の把握及び情報共有を円滑に行うため、当所と当市並びに茨城県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策(感染症発生時には拡大防止措置)が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
 - ▶事業継続力強化計画認定 12社/年
 - ➤各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 20 社/年 (火災保険、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険制度、経営者休業補償、休業 対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)

【感染症に関する目標】

- 行政(国・県・市)や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- 情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- 緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- 組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き(保健所や医療機関への報告や当所の消毒、事務所閉鎖の考え方)について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- 所内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用 した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- 感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

• 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日~ 令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

く1. 事前の対策>

当市の地域防災計画及び国土強靭化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

- ・企業の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の 損害保険・共済加入等)について説明する。
- 会報や市報などの紙媒体やホームページ、メールマガジン、SNS 等の電子媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP(事業継続力強化計画等)に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP(事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能 な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等につ いて指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや 行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も 日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされる ことなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等 に関する事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施す る。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所では、平成21年に水戸商工会議所事業継続計画(BCP)を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・ 職員向け研修会をはじめ BCP 策定セミナーや個別支援について、連携する損保会 社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損 害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策 として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も 実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

・令和2年10月29日に茨城県商工会議所連合会並びに県内8商工会議所において 締結された「災害時の相互協力に関する協定書」に基づき、災害や疫病が発生し、 または発生する恐れがあり、業務に支障が生じた場合に、茨城県商工会議所連合会 と各商工会議所が緊密に連携・協力して事業者の経営安定を図るための支援業務に 係る相互協力体制を構築する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する
- ・事業者BCP(事業継続力強化計画等)策定支援の進捗について、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- (仮称) 水戸市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を開催し、状況確認 や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当所は当市が実施する「水戸市いっせい防災訓練」等に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて連絡ルートの確認等を行う。
- ・ 震度 4 以上の地震や台風の通過等による自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを大前提とした、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

応急対策とは、各団体がそれぞれの BCP で定める「安否確認」、「時間外・休日の 職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度 が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で 2 者が連携して行う 応急対策は次の業務とする。

- ◆2 者間で連携して実施する応急対策(非常時優先業務)
 - ①緊急相談窓口の設置・相談業務
 - ②被害調査・経営課題の把握業務
 - ③復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や 電力等の確保が前提となり、当所と当市の一方もしくは両方がこれらを確保できな い状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組み を2者間で整備する。

2) 応急対策の方針決定

- 安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に 応じて当所と当市において実施する応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラ	①相談窓口の設置
害がある	スが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。	②被害調査
	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全	③経営課題把握
	壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	④復興支援業務
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、も	
	しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラス	①相談窓口の設置
	が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。	②被害調査
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の	③経営課題把握
	全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	
ほぼ被害は	・目立った被害の情報がない。	特に行わない
ない		

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

• 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1 週間	1日に2回共有する
1 週間~2 週間	1日に1回共有する
2週間~1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行(パンデミック)

感染症の世界的大流行(パンデミック)が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3)被害情報の共有

• 当所と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

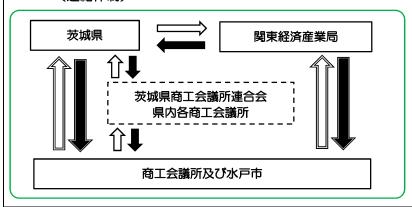
4)被害情報の報告

- ・当所と当市とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当所においては茨城県商工会議所連合が定める期日までに報告を行う。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活 や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定されることから、当所が講じる事業継 続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したB CP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指 導する。
 - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥ テレワーク体制の構築

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当所又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)





(被害状況様式)

							産業戦	略部関	係団体の	り被害り	犬沢																			
														団体	等名	水戸	商工会	議所												
														報台	番号															
														電話	番号	02	9-224-33	115												
関係団体	の被害の概																													
, and and			被害					物的被害							その他															
※特になし	,				※事務所天井が一部落下(茨城県産業会館3F)						※左記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など)特になし					企業等がなし														
被災中小	企業者の被	害状況詳	細(関東経済産業局・	への報告を	想定したも	ത)																								
		被災中小企業者の概要 事業用資産の被害状況																												
No	所在地	被害 態樣 事業所名		工業	従業員数	Imate 0	土地		建物	建物		機械設備		商品,原材料,仕掛品等		従業員対														
			事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	版告 事業所名 態様 事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	事業所名	業種	or 商業	(人) a	資本金 (千円)	面積 (m²)	被害額 (千円)	用途	面積 (m²)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)
例	●市	А	茨城産業(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200		100	300	100	80	100	90	670	13-												
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10	l		I	1	1	1			1		1	1			1			1												

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設については、国・県・市並びに日本商工会議所の要請に基づき、特別相談窓口を設置する。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、水戸市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

く5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの 応援派遣等を茨城県、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

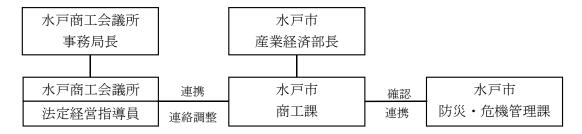
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年11月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 谷川 健一、後藤 由貴(連絡先は後述(3)①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
- ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

1)商工会議所

水戸商工会議所 振興部 経営支援課

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 3 階

TEL: 029-224-3315 / FAX: 029-231-0160

E-mail: mito@inetcci.or.jp

②関係市町村

水戸市 産業経済部 商工課

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1

TEL: 029-224-1111(代表) / FAX: 029-232-9232

E-mail: commerce@city.mito.lg.jp

※ その他

• 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

_						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必	要な資金の額	480	480	480	480	480
	• 専門家派遣費 (個別相談)	165	165	165	165	165
	• 協議会運営費 (年2回開催予定)	30	30	30	30	30
	• セミナー開催費 (年 1 回を予定)	120	120	120	120	120
	• パンフ、チラシ作製費 (セミナー開催案内等)	50	50	50	50	50
	• 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100
	• その他経費	15	15	15	15	15

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、茨城県補助金、水戸市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

茨城県商工会議所連合会 会長 大久保 博之 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 4階

連携して実施する事業の内容

- ① 管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。
- ② 管内事業者を対象とした BCP ワークショップの共催実施
- ③ 管内事業者の事業者BCP(事業継続力強化計画等)の策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。
- ④ 水戸市事業継続力強化支援協議会(仮称)の開催 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する活動に取り組む。

連携して事業を実施する者の役割

- ① 普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等
- (連携者) 茨城県商工会議所連合会
- (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。
- ② 水戸市事業継続力強化支援協議会(仮称)への参加
 - (連携者) 茨城県商工会議所連合会
 - (効果) 計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。

連携体制図等 水戸商工会議所 水戸市 水戸商工会議所 法定経営指導員 事業継続力強化計画 普及啓発 【地区内小規模事業者等】